

令和 2 年 第 4 回
組合議会臨時会会議録

開会 令和 2 年 1 2 月 2 4 日
閉会 令和 2 年 1 2 月 2 4 日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和2年第4回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和2年12月24日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階会議室
- 開会（開議） 午前9時30分
- 出席議員（12名）

1番	中村博美君	2番	坂巻文夫君
3番	中村安雄君	4番	関戸勇君
5番	入江洋一君	6番	赤羽直一君
7番	高梨隆君	8番	長谷川信市君
9番	伯耆田富夫君	10番	岡本昌弘君
11番	直井誠巳君	12番	豊島葵君
- 欠席議員（0名）
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	藤井信吾君
副管理者	神達岳志君
副管理者	小田川浩君
事務局長	山中毅君
消防長	石塚敦君
消防次長	岡野智行君
管理課長	瀬崎香代君
環境センター所長	稲川光一君
施設課長	樋口博君
管理課長補佐	浜野猛君
管理課長補佐	酒井義男君
環境センター所長補佐	野口貴洋君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
- 職務のため出席した者
枝川 温、池田 聡史

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第18号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する
条例について
日程第4 議案第19号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第5号) について
-

開 会 午前9時30分

○議長（中村安雄君）おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第4回組合議会臨時会の冒頭にあたりまして、去る12月2日にご逝去されました藤井取手市長の御尊父様のご逝去を悼み、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。ここで取手市長より、皆様方へご挨拶がございます。

○副管理者（藤井信吾君）開会前の貴重な時間をいただきまして、恐縮でございます。私の父の葬儀にあたりましては、ご清澄なるご所存を賜わり、また、過分なるお供物を頂戴いたしました。本当に皆様方に改めまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中村安雄君）只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。よって、令和2年第4回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。

これより開会いたします。本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、管理課長、環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者でございます。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村安雄君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により議長において、6番 赤羽直一君、8番 長谷川信市君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村安雄君）日程第2 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。
よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第18号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
について

- 議長(中村安雄君) 日程第3議案第18号、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

- 管理者(松丸修久君) はい。議案第18号の提案理由を申し上げます。

全国統一的な基準として急速充電設備の基準を定める対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。よろしく御審議の上、御決議のほど、お願いいたします。

- 議長(中村安雄君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。続いて、事務局より補足説明があります。消防長、石塚敦君。

- 消防長(石塚敦君) はい。火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回改正をいたします急速充電設備につきましては、お手元の議案書4頁から6頁に新旧対照表をお示しいたしましたが、内容としましては、現在、20キロワット以上50キロワット以下を対象とした電気を動力源とする自動車等、いわゆる電気自動車等に充電する設備については消防署への届け出を要しない急速充電設備として火災予防条例上の規制により対応しております。しかし電気自動車等の普及に伴い、急速充電設備の需要が加速されることが予想されるなか、50キロワットを超える急速充電設備につきましては、現在基準が設けられていないため、やむなく変電設備として取り扱っております。

しかし、変電設備の規制は電気自動車等への充電を行うことが想定されておらず、さらに地域によっては取り扱いが多様となり不都合が生じうる状態となっていたことから、実情を鑑み、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大するとともに全国統一とした基準を設けたものでございます。また、これに伴い50キロワット以上の急速充電設備の設置につきましては、消防署への届け出を要することとしたものでございます。あわせて各条文中の文言の整理を行うものです。説明は以上でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（中村安雄君）以上で補足説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。今、現在、管内にある急速充電設備の設置状況は。これまで、火災事故などは発生しているか。今後、電気自動車の普及に伴い、急速充電設備の設置数について、どのように予測しているか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。
消防長 石塚敦君。

○消防長（石塚敦君）はい。関戸議員のご質問にお答えさせていただきます。

消防本部管内の急速充電設備設置状況については、現行の火災予防条例において50キロワット以下の急速充電設備の届出義務はありませんが、事業施設等の立入検査時の現認及び直接の問合せを行いまして、管内の15事業所に15基、内訳といたしましては、常総市に4施設4基、守谷市に8施設8基、つくばみらい市に3施設3基の設置を確認しております。なお、変電設備として届出を必要とする50キロワットを超える同設備につきましては、届出が無いことから設置されていないものと認識しております。

急速充電設備の火災事故発生状況につきましては、管内において当該設備に起因する火災事故は発生しておりませんが、充電設備の種別についての記載はないものの、国土交通省のホームページでは充電用ケーブルの焼損事例が数件掲載されております。なお、当消防本部では、万が一の火災発生に備え、消火活動時の感電防止対策等について、職員に周知を行っております。

今後の急速充電設備の設置数の推移につきましては、世界的な電気自動車の普及促進が予測されるとともに、政府目標として2030年までに電気自動車を含めた次世代自動車の新車販売割合目標を5から7割にするとされております。このため、より高性能な電気自動車が多くなることから同設備の設置数の増加を予測しております。当消防本部では今後も同設備の適正な指導対応に務めてまいります。

○議長（中村安雄君）はい。答弁が終わりました。他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。

議案第18号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)について

○議長(中村安雄君) 日程第4 議案第19号、令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) はい。議案第19号の提案理由を申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算(第5号)については、令和3年度当初より契約履行が必要なり
ース、業務委託等について、債務負担行為の追加設定をするものです。よろしく御審議の上、
御決議のほど、お願いいたします。

○議長(中村安雄君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第19号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)に
ついては、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村安雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(中村安雄君) これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和2年第4回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前9時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中 村 安 雄

議 員 長谷川 信 市

議 員 赤 羽 直 一